

北米合衆國に於ける第十六回國勢調査

査の施行

北米合衆國に於ける第十六回國勢調査は一九四〇年四月約十萬の人員を動員して行はれたが、その調査範囲は約一億三千萬人口、三千五百萬世帯及び六百萬農園に就いてその人口、住宅、農業、商業、産業の各般事項に亘る廣汎なものであり、從來の國勢調査に比較するも最も内容の充實せるもので、北米合衆國當局が如何にその人口構成の現状調査に完璧を期しつゝあるかを窺ふに足らう。調査關係人員の増加されたるは勿論、特に人口の5%に對しては補足的質問を附加して内容の強化充實を期するなど同國國勢調査に於ては最初の試みも企てられた。本調査に於て改革されし要點の若干を列記してみると次の如くである。

從來の單なる讀書力に關する質問は各自の教育程度の質問に變更された。一九三五年四月一日の現住所に關する質問は國內移動の調査資料となるもので、これ亦米國最初の國家的試みであった。

また差別出産率の調査に資せんが爲に左の如き三項の質問が附加された。(一)この婦人は一度以上結婚したことがあるか(二)初婚年齢(三)生涯を通じての出生兒數(死産を除く)。亦生後四ヶ月未滿の乳兒に對しては各自に一枚のカードを作製したが、これは地方別に見る出産届が如何なる程度に完全であるかを調査せんとしたものである。

職業狀態に關する新らしき試みとしては十四歳以上の男女の活動狀態が調査された。先づ人口を有業、無

業に分類し、調査期日より一週間前の現状を調べ、有業者に從事する者 (a) 民間事業又は臨時雇に非ざる官業に從事する者 (b) 臨時に公務に從事する者

- (c) 失業者(就職希望の者)の三者に再分類され、無業者に對しては (a) 家政に從事する者 (b) 通學中の者 (c) 就職不能者 (d) 其他に就いて集計されることになつてゐる。特に有業者に關しては一週間の勞働時間を、失業者及び臨時雇に對しては失業期間を各自記入せしめた。また勞働陣營にある技術者に就いては現在從事中の、又は從前關係せる職業、産業を明記せしめ、職業の分類は一層擴大されてゐる。尙彼等の地位—民間事業雇傭者、官業從事者、獨立事業家、雇傭主及び無料家事從事者—をも併記し、これらの5%に關しては特に詳細に亘つて實情の調査が爲されてゐる。

又、今回の調査は十四歳以上の男女に對してその所得に關する事項の記入を求めてゐるが、一九三九年中の收入額(賃銀又は月給)及び五十弗以上の勤労所得以外の収入に就いては之を明記せねばならぬことになつてゐる。敍上の如き各般の質問は一九三九年中の國民の從業週數を明かにし、その就職關係を判明せしむるに役立つものと考へられる。

外來の移民に關してはその重要性が漸次失はれて來てゐるので今回は從前に比し、稍簡易なる取扱いをしてゐる。移民の出生地及びその自國語に關する質問は他の補足的なものに變更され、人口年次及び英會話能力に關するものは全廢された。

尚、第十六回國勢調査の完全なる報告書の發行は數年後のこと考へられるが、若干の中間報告は一九四〇年に發行される豫定である。(同上所載)

獨逸に於ける官吏子供手當の改正

昨一九四〇年一月二九日に公布された俸給法第一四條の改正は獨逸に於ける官吏子供手當制度をいよいよ完備改善せるもので、その内容については既に本誌第一卷第七號本欄所報の如くであるが、今一九四一年に

入るに及んで再度また改正を見、從來の一〇マルク乃至三〇マルクの累進手當を廢止、一律に一子當り金二〇マルクの子供手當が支給せらるゝこととなつた。恐らく技術的簡易化を目的とせるものと想像せられる。改正法律の主文を掲ぐれば次の如くである。

官吏に對する子供手當を單純化する爲の法律

(一九四一年一月一日より効力)

ム
第一四條第一項ヲ次ノ如ク改ム
一九二七年一二月一六日公布ノ俸給法ヲ次ノ如ク改

ム
第一四條第一項ヲ次ノ如ク改ム

「(一)官吏ハソノ公生子女各一人ニ付キ其ノ子女滿二四歳ニ達スル迄毎月一〇ライヒスマルクノ子供手當ヲ支給セラル」

尙、認知されたる私生子女、養子、當該官吏の家庭に引きとられたる繼子女等々を公生子女と同等に取り扱ふこと、滿一六歳より滿二四歳迄の子女に對する子供手當はその子女が就學中なるか或は年期奉公中にしてその子女の月收四十マルク以下の場合にのみ與へられること等の規定は前改正法の規定がそのまま踏襲されてゐるわけである。